

<精神保健指定医 資格失効時の一定期間内の救済処置（再申請の要件緩和）について>

厚生労働省 社会・援護局より、更新を忘れて資格失効した指定医への救済措置が発表されました。

従来、資格再取得には新規申請が必要でしたが、精神保健指定医の指定の効力が失効し、失効した日から起算して1年を超えない期間に再度申請を行う場合は、ケースレポート8例の添付を要さないなど、従来より負担の軽い手続きで済むことになりました。

下記のそれぞれのページの「社会・援護局」をより、精神保健福祉法施行規則、関係通知の改正を御覧下さい。

法令等データベースサービス ー 登載準備中の新着法令 ー

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/new/hourei/new.html>

法令等データベースサービス ー 登載準備中の新着通知 ー

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/new/tsuchi/new.html>

詳細につきましては、各自治体担当部署に確認をお願いします。